

## 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和8年3月31日(火曜日)

号外第31号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ
○規則	
災害救助法施行細則の一部を改正する規則(くらし安全防災・危機管理防災課)	1
神奈川県漁業調整規則の一部を改正する規則(環境農政・水産課)	1
医療法施行細則の一部を改正する規則(健康医療・医療企画課)	2
競争入札の参加者の資格に関する規則の一部を改正する規則(県土整備・建設業課)	3
神奈川県国家戦略特別区域限定保育士試験委員規則を廃止する規則(福祉子どもみらい・次世代育成課)	4
○告示	
災害救助法施行細則による救助の程度等の一部改正(くらし安全防災・危機管理防災課)	4

## 規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県規則第29号

## 災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和34年神奈川県規則第90号)の一部を次のように改正する。

第11条中「第7条第5項」の次に「及び第8条第4項」を加える。

第10号様式中「従事した」を「従事し、又は協力した」に改める。

## 附則

この規則は、公布の日から施行する。

神奈川県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県規則第30号

## 神奈川県漁業調整規則の一部を改正する規則

神奈川県漁業調整規則(令和2年神奈川県規則第91号)の一部を次のように改正する。

第38条第1項の表1の項を次のように改める。

1 あゆ	1月1日から5月31日まで及び10月15日(右欄(2)から(4)までに掲げる区域にあっては、11月1日)から11月30日まで	(1) 海面及び内水面((2)から(4)までに掲げる区域を除く。) (2) 相模原市南区磯部地先磯部頭首工堰堤上流端の上流150メートルから次の基点A及び基点Bを結んだ直線までの間の
------	--	--

発行

横浜市中区日本大通一  
神奈川県政策部政策法務課  
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

		<p>相模川水系相模川の区域</p> <p>基点A 相模原市緑区小倉字宮原388番地先に設置した標柱の位置</p> <p>基点B 相模原市緑区川尻字久保沢1,108番のハ地先に設置した標柱の位置</p> <p>(3) 厚木市才戸地先才戸頭首工堰<sup>えん</sup>堤上流端の上流20メートルから次の基点C及び基点Dを結んだ直線までの間の相模川水系中津川の区域</p> <p>基点C 愛甲郡愛川町半原字馬場4,941番2に設置した標柱の位置</p> <p>基点D 愛甲郡愛川町半原字向原5,459番2に設置した標柱の位置</p> <p>(4) 足柄上郡松田町松田惣領地先十文字床止上流端から次の基点E及び基点Fを結んだ直線までの間の酒匂川水系酒匂川の区域</p> <p>基点E 足柄上郡山北町川西字平山地先神縄堰<sup>えん</sup>堤右岸に設置した標柱の位置</p> <p>基点F 足柄上郡山北町神尾田字田入地先神縄<sup>えん</sup>堰堤天端左岸下流端の位置</p>
--	--	--

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第31号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和25年神奈川県規則第111号）の一部を次のように改正する。

第1条第4号中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同条中第15号を第17号とし、第14号を第16号とし、同条第13号中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同号を同条第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

(15) 政令第4条第4項の規定により、法第8条第2項の規定による届出事項の変更の届出を受理すること。

第1条中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、同条第9号中「開設者」の次に「並びにオンライン診療受診施設の設置者」を加え、同号を同条第10号とし、同条第8号中「及び」を「、」に改め、「助産所」の次に「及びオンライン診療受診施設」を加え、同号を同条第9号とし、同条中第7号を第8号とし、同条第6号中「及び助産所の廃止」を「、助産所及びオンライン診療受診施設の廃止」に改め、